

～合併から平成25年4月使用料改定まで～

下水道使用料は、合併後3年を目途に統一することを条件に現行のまま新市に引き継ぎ、その後、平成20年10月に統一しました。また、平成25年4月に改定しています。

<下水道使用料体系の比較>

区分	合併前使用料					
	旧西合志・農集区域		旧合志南部区域		旧下水道組合区域	
	須屋、御代志(一部)、野々島(一部)、上生、合生(一部)		群、黒石原、西沖住宅、すずかけ台、泉ヶ丘、笹原、武蔵野台、雇用促進住宅、永江団地、沖野台、杉並台、日向、新迫		福原、竹迫(一部)、二子、油古閑、上庄、原口、原口下、栄(一部)、御代志(一部)、野々島(一部)合生	
	使用水量	金額	使用水量	金額	使用水量	金額
基本使用料	8m ³ まで	550円	均等割	470円	5m ³ まで	500円
超過使用料	9m ³ 以上	90円	1m ³ 以上	50円	6m ³ 以上	70円

統一使用料 (平成20年10月改定)		前回改定使用料 (平成25年4月改定)	
使用水量	金額	使用水量	金額
8m ³ まで	600円	8m ³ まで	700円
9m ³ 以上	100円	9m ³ 以上	120円

※基本使用料は1ヵ月当たり、超過使用料は1m³当たりの金額(税抜)となります。
 ※使用料金は上記の表で算出した額に、消費税を加えた額で請求します。(10円未満切捨て)

<合併後使用料統一時の処理区域ごとの比較>

区分	合併前使用料					
	旧西合志・農集区域		旧合志南部区域		旧下水道組合区域	
	須屋、御代志(一部)、野々島(一部)、上生、合生(一部)		群、黒石原、西沖住宅、すずかけ台、泉ヶ丘、笹原、武蔵野台、雇用促進住宅、永江団地、沖野台、杉並台、日向、新迫		福原、竹迫(一部)、二子、油古閑、上庄、原口、原口下、栄(一部)、御代志(一部)、野々島(一部)合生	
使用水量・改定後使用料	改定前使用料	増減額	改定前使用料	増減額	改定前使用料	増減額
基本料金のみ・630円	570円	60円値上	490円	140円値上	520円	110円値上
10m ³ 使用・840円	760円	80円値上	1,010円	170円値下	890円	50円値下
20m ³ 使用・1,890円	1,710円	180円値上	1,540円	350円値上	1,620円	270円値上
30m ³ 使用・2,940円	2,650円	290円値上	2,060円	880円値上	2,360円	580円値上
40m ³ 使用・3,990円	3,600円	390円値上	2,590円	1,400円値上	3,090円	900円値上
50m ³ 使用・5,040円	4,540円	500円値上	3,110円	1,930円値上	3,830円	1,210円値上

合併前の処理区域によっては、使用水量が少ない場合は安価となった世帯もありますが、全体的にはどの処理区域も合併前より使用料は上がりました。
 ※上記の使用料金は、1ヵ月ごとに算出した金額に消費税(当時5%)を加算し、10円未満を切り捨てた数値です。

<前回改定における使用料の比較>

使用水量	改定前使用料	改定後使用料	増減額
基本料金のみ	640円	750円	110円値上
10m ³ 使用	860円	1,010円	150円値上
20m ³ 使用	1,940円	2,310円	370円値上
30m ³ 使用	3,020円	3,600円	580円値上
40m ³ 使用	4,100円	4,900円	800円値上
50m ³ 使用	5,180円	6,190円	1,010円値上

※上記の使用料は現在の消費税(8%)を加算し、10円未満を切り捨てた数値です。